

伊豆市教育委員会区域外就学許可基準

(目的)

伊豆市教育委員会は、学校教育法施行令第9条の規定による区域外就学を希望する児童生徒の保護者に対する許可について次のとおり許可基準を定める。

	事由	許可基準	許可期限	必要書類
1	転出	転出先市町村に移動後も引き続き転出前の学校に就学し、通学に支障がない場合	小学校及び義務教育学校（前期課程）は、学年末 中学校及び義務教育学校（後期課程）は、卒業迄	
2	一時転出	新築、改築等のため、区域外から通学を希望する場合	その建物に転居するまでの期間	建築確認書、建築請負契約書等の写し
3	保護者不在	両親共働き等により児童が帰宅後も保護者等が不在であるため、保護者の勤務先近くの学校に通学するため又は児童生徒を祖父母等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に通学させたい場合	事由が解消されるまでの期間 (小学校を卒業するまでの期間。ただし、1年ごとの申請が必要)	在職証明書 預かり証明書
4	特別支援学級	区域内の指定校に該当する特別支援学級がない場合	事由が解消されるまでの期間	
5	生徒指導上の事由	生徒指導上の問題等により、指定校へ通学することが困難である場合。	事由が解消されるまでの期間	教育委員会が必要とする書類
6	身体的事由	身体の虚弱等身体的事由により、指定校への通学が困難な場合	事由が解消されるまでの期間	医師の診断書
7	地域的事由	地形等地域の事情により指定された学校への通学に著しい困難が伴う場合	事由が解消されるまでの期間	
8	その他	その他教育委員会が認める場合	教育委員会が認めた期間	教育委員会が必要とする書類

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

この伊豆市教育委員会区域外就学許可基準の施行の際、現に児童生徒が合併前の修善寺町教育委員会区域外就学許可基準、天城湯ヶ島町教育委員会区域外就学許可基準、土肥町教育委員会区域外就学許可基準又は中伊豆町教育委員会区域外就学許可基準の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この伊豆市教育委員会区域外就学許可基準の相当規定によりなされた許可、手続その他の行為とみなす。

この基準は、平成29年12月1日から施行する。

この基準は、令和5年4月1日から施行する。